



第一部長

説

堀 参事官
上牧事務官

参議院議員浜田聰君提出国会議員の依頼によつて官僚が作成するあいさつ文や講演資料に関する質問

に対する答弁書

一について

お尋ねの「衆議院又は参議院の議員からあいさつ文や講演資料の作成を依頼され、作成したこと」については、その依頼の内容は求める資料の種類、当該資料を用いる会合等の点において多種多様であり、また、当該依頼に対して、各府省はその施策の状況や求められる資料の有無等に応じて対応しているから、これらを網羅的に把握し、お答えすることは困難であるが、一般論として、各府省において「衆議院又は参議院の議員からあいさつ文や講演資料の作成を依頼され」、施策の説明や資料の提供といった対応等の一環として、「あいさつ文や講演資料」の参考となる資料を提供すること等はあるものと考えている。

一の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員のいかなる行為が、御指摘の人事院規則一四一七（政治的行為）第六項各号に掲げる政治的行為に該当するかについては、個別の事案に応じて判断されるべきものであると考えており、一概にお答えすることは困難である。

二の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員における上司の命令については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十八条第一項において上司の職務上の命令に忠実に従う義務が定められており、上司のいかなる命令がこの従う義務の対象となるかについては、個別の事案に応じて判断されるべきものであると考えております。一概にお答えすることは困難である。また、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百三十九条第二項に規定する告発については、具体的な事案に即して官吏又は公吏が判断するものと考えております。一概にお答えすることは困難である。

本質問主意書の処理

参 5 浜田 聰 議員

18:20-17:20

確定版

12月13日(月) 正式転送
12月15日(水) 内閣官房内閣総務官室へ
答弁 12月17日(金) 閣議資料等を提出
閣議に付議
(閣議決定後国会へ提出)

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

質問第五号

国会議員の依頼によつて官僚が作成するあいさつ文や講演資料に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十二月七日

（人）

保補態広調
安内事内情
内官取警金費
公害法外財文
農經國環防
内法制局
会檢

浜田 聰

参議院議長 山東昭子殿

内情広報事内安

(内) → 内

内閣人会制内法総局農環國經農厚外財法公警公取費復総法内

国会議員の依頼によつて官僚が作成するあいさつ文や講演資料に関する質問主意書

令和三年十一月二十日付けの朝日新聞の記事によると、国会議員の一部が支援団体などの会合に出席する際、あいさつ文や講演資料の作成を厚生労働省の職員に依頼していることが、同省の内部調査で分かつた。依頼件数は、令和元年十二月から令和二年十一月までで少なくとも四百件にのぼつてゐるという。公務員が一部の政治家のために活動することは法の理念にそぐわないばかりでなく、若手職員の士気低下にもつながることから、霞が関のさらなる人材流出を招きかねず、強い危機感を覚える。そこで以下質問する。

一 令和元年十一月から令和二年十一月までの間に厚生労働省以外の他省庁は、衆議院又は参議院の議員からあいさつ文や講演資料の作成を依頼され、作成したことはあるか。あれば省庁名を挙げられたい。

二 人事院規則一四一七（政治的行為）に関し、以下の1及び2について政府の見解を示されたい。

1 政治家は、あいさつ文や講演資料を用いて政治活動を行うのであるから、政治家が依頼してきたあいさつ文や講演資料の作成を国家公務員がその部下に命ずることは、人事院規則が禁止する「政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用」していることにならないか。また、「政党その他の政治的団体の機關紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助す

る」と「政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対し朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するため著作し又は編集すること」とに該当しないか。政府の見解如何。

2　国家公務員は、国会議員が依頼してきたあいさつ文や講演資料の作成を上司から命令されても、法や人事院規則に反すると疑われる場合は、当該命令を当然断るべきであると思うが、政府の見解如何。また、そのような命令を発した上司は、法に反して政治的行為を行つたと疑われるのであるから、作成を命令された国家公務員は、刑事訴訟法第一百三十九条第一項に従い、上司を刑事告発すべきではないか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第一項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

参考資料集

(参5 浜田聰君)

参議院議員浜田聰君提出国會議員の依頼によって官僚が作成する
あいさつ文や講演資料に関する質問に対する答弁書について

【問一及び問二関係】

1. 参照条文	1
2. 用例集	5
3. 11月22日（月）官房長官記者会見（午前）想定	18
4. 国会答弁（「平成30年5月11日 衆議院 内閣委員会 国会 議事録（抄）」）	19

1. 参照条文

【問二関係】

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）

第98条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

②・③（略）

（政治的行為の制限）

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求める、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

②・③（略）

○人事院規則一四一七（政治的行為）（抄）

（政治的目的の定義）

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではない。

一 規則14—5に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。

二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。

六 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。

七 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。

八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

(政治的行為の定義)

- 6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
- 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
 - 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとすることがあるいは不利益を与える、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
 - 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
 - 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
 - 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
 - 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるよう又はならないよう勧誘運動をすること。
 - 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
 - 八 政治的目的をもつて、第5項第1号に定める選挙、同項第2号に定める国民審査の投票又は同項第8号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するよう又はしないよう勧誘運動をすること。
 - 九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
 - 十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
 - 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
 - 十二 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎（行政執行法人にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
 - 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
 - 十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

- 十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
- 十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
- 十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

○人事院規則14—7（政治的行為）の運用方針について（昭和24年10月21日法審発第2078号）（抄）

4 政治的行為

職員が行うことを禁止又は制限される政治的行為に関し、この規則では政治的目的と政治的行為を区別して定義し、政治的目的をもつてなされる行為であっても、この規則にいう政治的行為に含まれない限り、国家公務員法第102条第1項の規定に違反するものではないとしている。

(1) (略)

(2) 政治的行為

第6項は、法第102条第1項の規定により禁止又は制限される政治的行為を定めたものである。

(一) 第1号関係 本号は、職員が、国家公務員としての地位においてであると、私人としての地位においてであるとを問わず、政治的目的の為に自己の影響力をを利用する行為を政治的行為としてこれを禁止する趣旨である。「公の影響力」とは、職員の官職に基く影響力を、「私の影響力」とは、私的団体中の地位、親族関係、債権関係等に基く影響力をいう。たとえば、上官が部下に対し、選挙に際して投票を勧誘し、あるいは職員組合の幹部が組合員に対し入党を勧誘するためにその地位を利用するような行為は違反となる。

(二)～(六) (略)

(七) 第7号関係 本号の行為も当然政治的目的をもつ行為とされる。自己の購読した機関紙の一部をたまたま友人に交付するような行為及び単なる投稿等は、本号に該当しない。

(八)～(十二) (略)

(十三) 第13号関係 「形象」とは、彫刻、塑像、模型、人形、面等をいう。職員が政治的目的をもつ文書、図画等を著作し又は編集した場合、それがこれらの「もの」を「発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ」るために行つたものでない限り、本号にいう政治的行為には含まれない。なお、本号の行為は、行為者の政治的目的のためにする意思の有無を問わず、行為の目的物が、

政治的目的を有するものであれば足りる。
(十四) ~ (十六) (略)

○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができます。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

2. 用例集

【一について】

- ・「点において様々」の例

○衆議院議員市村浩一郎（民主）提出海外からの高校留学生に関する質問に対する
答弁書（平成18年2月21日閣議決定）抄

（答弁）

三について

高校生が出場するスポーツ大会には、競技種目や開催規模の点において様々な大
会があり、主催者及び参加資格についても大会ごとに様々であるため、網羅的にお
答えすることは困難である。バスケットボール、駅伝及びサッカーを含む競技種目
を対象に開催された平成十七年度全国高等学校総合体育大会については、主催者
は、財団法人全国高等学校体育連盟、開催地の地方公共団体及び当該地方公共団体
の教育委員会並びに各競技種目ごとの中央の競技団体である。また、同大会の参加
資格については、「平成十七年度全国高等学校総合体育大会実施要項」（平成十七
年五月二十四日財団法人全国高等学校体育連盟理事会決定）において、年齢は、昭
和六十一年四月二日以降に生まれた者とすること等が定められている。また、同大
会の外国人留学生等の参加資格については、「外国人留学生及び帰国生徒等の全国
高等学校総合体育大会への参加について」（平成六年十一月十五日財団法人全国高
等学校体育連盟理事会決定）において、外国人留学生等の参加人数は、競技種目ご
とに学校ごとの参加人数のおおむね二十パーセント以内を原則とすること等が定め
られている。

（質問）

三 二に関連して各種の高校スポーツ大会（特にバスケットボール、駅伝、サッカ
ー）における主催者と年齢等の出場要件（若しくは出場制限要件）並びに高校留
学生等の外国人出場要件（若しくは出場制限要件）を示されたい。

・「多種多様・・・困難である」の例

○衆議院議員鈴木宗男君提出地方自治体等の公的機関からの要請に対する外務省の対応並びに要請書の保管等に関する第三回質問に対する答弁書（平成20年12月19日閣議決定）抄

（答弁）

一から四までについて

お尋ねの地方自治体等の公的機関からの行政案件に係る各種要請は多種多様であることから、一概にお答えすることは困難であるが、各種要請の内容に応じて適切に対応している。

五について

お尋ねの地方自治体等の公的機関からの行政案件に係る各種要請については、要請書や要望書といった文書を伴うものを含め多種多様であることから、直近の事例五件を明らかにすることは困難であるが、各種要請の内容に応じて適切に対応している。

（質問）

- 一 外務省において、地方自治体等の公的機関からの行政案件に係る各種要請（以下、「要請」という。）を受け付ける部署はどこか。その責任者の官職氏名と共に明らかにされたい。
- 二 外務省が、要請書や要望書といった類の、文書を伴う形での「要請」を受けた際、右の文書は外務省のどの部署において、誰の責任の下、保管されるのか説明されたい。
- 三 二の文書は、外務省において何年間保管されることが義務づけられるのか説明されたい。
- 四 前回質問主意書で、「要請」に対する外務省の対応並びに外務省が受けた「要請」の直近五事例につき問うたところ、「前回答弁書」で外務省は「お尋ねの地方自治体等の公的機関からの行政案件に係る各種要請は多種多様であることから、直近の事例五件を明らかにすることは困難であるが、各種要請の内容に応じて適切に対応している。」と答弁している。右答弁で外務省が「各種要請の内容に応じて適切に対応している」と言うのは具体的に外務省において「要請」に対してどの様な対応をとっていることを表しているのか。例えば、「要請」を一の部署で受けた際、一の部署からその要請内容に関連する部署に「要請」が伝えられ、具体的な措置がとられた後に「要請」元にその旨の連絡をする等、「要請」を受け付けてから具体的な行動がとられる

までの、外務省における一連の流れを明らかにした上で、「要請」に対する外務省の対応のあり方について詳細に説明されたい。

五 外務省が受けた「要請」のうち、要請書や要望書といった類の文書を伴うものの直近五事例をあげ、その要請元、要請内容、そしてそれに対して、外務省において四で指摘した様な一連の流れの様に、具体的にどの様な対応がとられたのか説明されたい。

・「施策の～状況」の例

○衆議院議員上西小百合（無）提出B・C型肝炎に関する質問に対する答弁書（平成29年5月12日（金）閣議決定）抄

（答弁）

四について

お尋ねについては、基本指針において、「肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業等の施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める」こととしているところである。

（質問）

四 肝臓がんの原因の多くは肝炎ウィルス感染によると言われています。ウィルス性肝炎に対する医療費の助成は進んでいると思いますが、ウィルス感染が原因で、肝臓がんになった場合の「肝臓がん治療費」に対する助成はどうなっているのですか。お聞きしたい。

・「一般論として～と考えられる（考える）」の例

○衆議院議員緒方林太郎（民進）提出賭博及び富くじに関する質問に対する答弁書（平成28年11月15日閣議決定）抄

（答弁）

一について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄で

あることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪等が成立するがあるものと考えられる。

二について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、富くじの授受行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法第百八十七条第三項の富くじ授受罪が成立するがあるものと考えられる。

（質問）

- 一 海外にサーバーが存在するオンライン・カジノであり、開帳を始めとするすべての手続きが海外でなされるものに、日本国内からオンラインで賭博に参加する行為は刑法第二編第二十三章の罪に該当するか。
- 二 海外で販売されている富くじを日本国内から購入する行為は、刑法第百八十七条第三項における富くじを授受した者に該当するか。

○参議院議員大久保勉君提出ビットコインに関する再質問に対する答弁書（平成26年3月18日閣議決定）抄

（答弁）

十について

お尋ねの「モノ」の内容が明らかでないが、いずれにしても、ビットコインの使用実態等が明らかでないため、ビットコインが「モノ」あるいはお尋ねの「電磁的記録」に該当するか否かをお答えすることは困難である。また、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるが、あくまで一般論として申し上げれば、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させたと認められるときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の二の電子計算機使用詐欺罪が成立するがあるものと考えられる。

（質問）

- 十 答弁書の「三について」では、ビットコインが通貨及び外国通貨に該当しない旨が示されているが、政府は、ビットコインを金や骨董品のような「モノ」として認識しているのか、あるいは電磁的記録として認識しているのか、見解を示されたい。また、

ビットコインが電磁的記録とされるのであれば、電子計算機に不法に侵入してビットコインの記録を変更する行為は電子計算機使用詐欺罪に該当するとの意見があるが、政府の見解を示されたい。

○衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する再質問に対する答弁書（平成22年12月7日閣議決定）抄

（答弁）

一、五及び六について

一般論としては、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）において、どのような文書が「組織的に用いるもの」として行政文書に該当するかについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の場合と同様に、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要があるものと考える。

（質問）

一 平成二十一年五月二十七日の衆議院内閣委員会において、民主党の西村智奈美委員は「民主党は・・・個人的なメモであっても、二人以上で回覧、閲覧したものについては、組織共用文書として行政文書の定義に含めるという考え方」と述べている。民主党のこの考え方に対する政府の見解を問いたい。

五 一般論として、行政機関において、部下が上司に渡した文書は、職務上、「組織的に用いるもの」ではないか。

六 一般論として、府省の課長が、担当事務の処理方針について、自らの考え方を部下に伝え、部下がそれを文書にまとめ、それを上司である局長に示して、相談ないし説明した場合、この文書は行政文書にあたるか。

・「施策の説明や資料提供依頼への対応等の一環として、発言内容の材料を提供する」の参考

松野博一官房長官記者会見（令和3年11月22日）抄

(官房長官発言)

厚生労働省において、国會議員からの依頼を受けて、あいさつ文作成や関係資料の提供を行っていたと聞いていますが、本件については、厚労省の所管する施策に関連して、施策の説明や資料提供依頼への対応等の一環として、発言内容の材料を提供する趣旨で行われているほか、関係者への広報、説明の機会に資するものとして対応しているものと承知をしております。したがって、公務として対応することについて、直ちに問題があるものとは考えていません。

私も官房長官として対外的に発信する場合に、事実関係等の資料を省庁に依頼することはあり得ると思いますし、正確な発信のためには必要なことと考えております。

いずれにせよ、一般論として、国家公務員の働き方改革は重要な課題であります。各府省において、職員の負担感を軽減するなどの観点から、さまざまな業務の効率化に取り組むことが必要であると考えております。

(質問)

よろしくお願いします。質問変わりまして、国會議員の一部がですね、支援団体などの会合に出席する際、あいさつ文や講演資料の作成を厚生労働省の職員に依頼していたことが同省の内部調査で明らかになりました。一般常識で考えてですね、職員の通常業務とは関係ない業務を負わされておりまして、現時点で、少なくとも400件が確認され、野党も数十件あったということです。

こうした議員サイドからの依頼は慣例化しているわけですが、岸田政権としては問題だとお考えか、また、官房長官および事務所はこうした依頼を行ったことがあるか教えてほしいです。

・「一環」の例

○衆議院議員逢坂誠二（立民）寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する質問主意書に対する答弁書（令和3年2月5日閣議決定）抄

(答弁)

四について

御指摘の「回答書」は、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第四条第一項第五十四号に掲げる所掌事務の遂行の一環として、北海道からの照会に対して経済産業省の考え方を回答したものである。

（質問）

四 経産大臣回答書は法的にどのような効力があるのか、法令に則した説明を、具体的に明らかにされたい。

○衆議院議員初鹿明博（立憲）提出中江内閣総理大臣秘書官が毎月勤労統計の調査方法について厚生労働省から意見聴取を行い自身の意見を伝えたことと、内閣法に規定されている内閣総理大臣秘書官の所掌事務との関係に関する質問に対する答弁書（平成31年3月8日閣議決定）抄

（答弁）

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、内閣総理大臣秘書官が、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十三条第三項に規定する事務を行うに当たり、平素において、関係省庁から説明を受けること等は、同項に規定する事務の一環であると考えられる。

（質問）

- 一 安倍内閣総理大臣は、中江総理秘書官が毎月勤労統計について厚生労働省から聴き取りしたり、調査方法について意見を述べたりする事を命じておらず、これらは中江総理秘書官自身の判断で行われたものなのか、政府の見解を伺います。
- 二 今国会で毎月勤労統計の調査対象事業所の入れ替えを巡る経緯が明らかになるまで、事前事後を問わず、安倍内閣総理大臣への報告は一切行われていないのか、政府の見解を伺います。
- 三 内閣総理大臣から命じられていない事務を内閣総理大臣秘書官が行うこととは、内閣法に違反し、国家公務員法第一百一条第一項に規定する国家公務員の職務専念義務にも反する考えますが、政府の見解を伺います。

・「参考となる資料」の例

○参議院議員藤末健三君提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する質問に対する答弁書（平成26年3月20日閣議決定）抄

（答弁）

三について

御指摘の「文化庁eBookプロジェクト」は、国立国会図書館が所蔵する電子化された資料を活用して電子書籍の制作と配信を行い、新たなビジネスモデルの可能性を検証するために文部科学省が実施した実証実験であり、実験結果を取りまとめた「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する実証実験報告書」には、電子書籍の品質を確保することや、国立国会図書館が所蔵する電子化された資料に係る商業利用を想定した手続の整備を行うこと等が課題として示されている。また、同報告書には、民間事業者等が既存の電子化された資料を活用して電子書籍の制作等を行う場合の参考となる資料も掲載されている。政府としては、民間における新たなビジネスモデルの構築に資するよう、同報告書を国立国会図書館に提供するとともに、文化庁のホームページ等を通じて周知しているところである。

（質問）

三 平成二十五年二月から三月にかけて、文化庁において、国立国会図書館の保有するデジタル化資料の中から選定した資料を著作権処理などの手続を経て、電子書籍の制作から配信までを実験的に行う「文化庁eBookプロジェクト」が実施された。民間事業者等が、国立国会図書館のデジタル化資料を基に、ビジネス展開を行うに当たっての課題や有効策について、どのような知見が得られたのか。また、政府としてその知見を基にどのような対応を行う方針であるのか、併せて明らかにされたい。

【二の1について】

- ・「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが」の例

○参議院議員小西洋之（立憲・国民、新緑風会・社民）提出緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月30日閣議決定）抄

（答弁）

一及び二について

（お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣は、令和二年四月三十日の参議院予算委員会において「政府の立場といたしましては、緊急事態宣言を延長するか、また変更するかということで、地方自治体や行政上の課題、準備等もありますので、ある程度、五月の例えば七日ぎりぎりということではなくて、ある程度その前に決めたいと考えておりますが、専門家の皆様はなるべく・・・判断材料を持ちたいということでございまして、今そこで西村大臣と専門家の皆様が協議をしているということをございます」と答弁しており、「何の弁明もしていない」、「予算委員会審議において緊急事態宣言の延長の意思の有無等について答弁をしなかった」等の御指摘は当たらない。）

（質問）

- 一 新型コロナウイルス感染症に係る第一次補正予算審議において、安倍総理は衆参の予算委員会での再三にわたる本年五月六日以降の緊急事態宣言の延長の意思の有無等に関する質疑に対して、一貫して具体的な内容のある答弁をしなかったにもかかわらず、参議院の予算委員会採決の直後に首相官邸において自民党二階幹事長に延長の意思を表明するとともに、当該補正予算が上程される参議院本会議が開会される以前に国会に対して何の弁明もしていないことは、国会の行政監視機能及び行政監督機能を否定する、すなわち、議院内閣制のあり方そのものを否定する暴挙ではないか。安倍総理及び政府の見解を示されたい。
- 二 安倍総理において、予算委員会審議において緊急事態宣言の延長の意思の有無等について答弁をしなかった理由について示されたい。政府の緊急事態宣言下の取組の不足等を質疑されるのを回避するという自己中心的かつ国民無視の理由によるためではなかったのか。

・「いかなる～が～に該当するかについては」の例

○衆議院議員後藤祐一（国民）提出ホルムズ海峡など公海又は他国領海における船舶攻撃に対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書について（令和元年8月15日閣議決定）抄

（答弁）

二について

いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。その上で、実際に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなる。

（質問）

二 存立危機事態について 平成二十六年七月十四日の衆議院予算委員会において安倍総理は、「同（ホルムズ）海峡を経由した石油供給が回復しなければ、世界的な石油の供給不足が生じて、我が国の国民生活に死活的な影響が生じ、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることとなる事態は生じ得る」と、ホルムズ海峡における存立危機事態の可能性を認めている。石油供給途絶を理由とする存立危機事態の認定は、一般論として、国又は国に準ずる組織による武力行使により、我が国への石油供給が回復せず、我が国の国民生活に死活的な影響が生じる状況に至っていない限り、なされることはないと考えてよいか。

・「個別の事案に応じて判断されるべきもの」の例

○衆議院議員丸山穂高（無）提出キャッシュレス決済による消費者問題に関する質問に対する答弁書について（令和2年3月10日閣議決定）抄

（答弁）

三の4について

御指摘の「同法第三条第一項の事態」については、個別の事案に応じて判断されるべきものと考えられ、お尋ねについて一概にはお答えできないが、国民生活安定緊急措置法第三条第一項も含めた同法の適用については適切に判断してまいりたい。なお、北海道において、令和二年二月二十八日に緊急事態宣言が出され、マスクを供給する必要性が特に高まったこと等を踏まえ、同法第二十二条第一項の規定により、厚生労働大臣がマスクの製造業者に対して、国への売渡しを指示したところである。

(質問)

三 参議院議員浜田聰君提出「マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質二〇一第三八号）に関し、

4 政府は、浜田聰君提出の質問に対する答弁書において「現在の全般的な物価動向からみて、国民生活安定緊急措置法第三条第一項に規定する事態とまでは認められない現段階においては、同項の規定によりマスクを特に価格の安定を図るべき物資として指定する状況ではないと考えている」と答弁しているが、どのような状況になったら、同法第三条第一項の事態と判断して、マスクを特に価格の安定を図るべき物資として指定するのか。風邪や感染症の疑いのある者など国民の多くがマスクを求めて、高価格で購入せざるを得ない状況の今こそ、特に価格の安定を図るべき物資として指定し、適切な指示・命令を行うべきではないか。

【二の 2について】

・「いかなる」の例

○参議院議員小西洋之（立憲・国民、新緑風会・社民）提出黒川検事長の処分における「懲戒処分の加重要件」の違法な切り捨てに関する質問に対する答弁書について（令和2年6月30日閣議決定）抄

（答弁）

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の森法務大臣の答弁は、一般論として、「懲戒処分の指針について」において記載されている「非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき」について、いかなる行為がこれに該当するのかは、個別具体的な事案によることになるため、画一的にお答えすることは困難である旨を述べたものであり、御指摘の「個別の事案の処分の検討に際して」は、一、二及び十一についてで述べたとおり、これへの該当性の有無についての検討が逐一求められるものではない。

（質問）

四 森法務大臣は①の一部である「非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき」について、令和二年六月十一日の参議院予算委員会において「一について申し上げますと、どのような場合に動機、態様が極めて重大と言えるかについて画一的にお答えすることは困難でございます。」と答弁しているが、個別の事案の処分の検討に際して「どのような場合に動機、態様が極めて重大と言えるかについて画一的に判断」する必要などそもそもないのではないか。なぜ、「画一的に判断」できる必要がある、あるいは、「画一的に判断」する必要があると考えるのか、その理由について示されたい。

・「刑事訴訟法第二百三十九条第二項に規定する告発については、具体的な事案に即して官吏又は公吏が判断するものと考えており、一概にお答えすることは困難である」の例

○衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出財務省の「決裁文書についての調査の結果」における

る刑事訴訟法第239条第2項の責務に関する質問に対する答弁書について（平成30年3月23日閣議決定）抄

（答弁）

二から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、刑事訴訟法第二百三十九条第二項に規定する告発については、具体的事案に即して官吏又は公吏が判断するものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

（質問）

二 本調査でいう「書き換え」は法令上の犯罪に該当することは否定できないと考えているのか。政府の見解如何。

三 刑事訴訟法第二百三十九条第二項は、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定しているが、「犯罪があると思料するとき」が要件であり、確たる犯罪事実であることまでは求めていない。本調査でいう「書き換え」は「犯罪があると思料するとき」に該当し、政府は、刑事訴訟法第二百三十九条第二項に基づき、財務省理財局を「告発をしなければならない」のではないか。政府の見解如何。

四 本調査を公表しつつ、政府が刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務を果たさないならば、政府は刑事訴訟法第二百三十九条第二項に違反するのではないか。政府の見解如何。

3. 11月22日（月）官房長官記者会見（午前）想定

問 国会議員の一部が支援団体などの会合に出席する際、あいさつ文や講演資料の作成を厚生労働省の職員に依頼していたことが同省の内部調査で明らかになりました。常識で考えて、職員の通常業務とは関係ない業務を負わされており、現時点では少なくとも400件が確認され、野党も数十件あったということです。こうした議員サイドからの依頼は慣例化しているわけですが岸田政権としては問題だとお考えか、また、官房長官及び事務所はこうした依頼を行ったことがあるか教えてほしいです。（ニコ動）

（答）

- 厚生労働省において、国会議員からの依頼を受けて挨拶文作成や関係資料の提供を行っていたと聞いているが、本件については、厚労省の所管する施策に関連して、
 - ・ 施策の説明や資料提供依頼への対応等の一環として、発言内容の材料を提供する趣旨で行われるほか、
 - ・ 関係者への広報・説明の機会に資するものとして対応しているものと承知している。したがって、公務として対応することについて、直ちに問題があるものとは考えていない。
- 私も、官房長官として対外的に発信する場合に、事実関係等の資料を省庁に依頼することは思うし、正確な発信のためには、必要なことと考えている。
- いずれにせよ、一般論として、国家公務員の働き方改革は重要な課題。各府省において、職員の負担感を軽減するなどの観点から、様々な業務の効率化に取り組むことが必要。

【厚労省以外にも同様の事例があるかどうか調査しないのか、と問われた場合】

- 今申し上げたとおり、公務の一環として対応している業務について、現時点では調査を行うことは考えていない。



参議院議員浜田聰君提出国會議員の依頼によつて官僚が作成するあいさつ文や講演資料に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「衆議院又は参議院の議員からあいさつ文や講演資料の作成を依頼され、作成したこと」については、その依頼の内容は求める資料の種類、当該資料を用いる会合等の点において多種多様であり、また、当該依頼に対し、各府省はその施策の状況や求められる資料の有無等に応じて対応している」とから、これらを網羅的に把握し、お答えすることは困難であるが、一般論として、各府省において「衆議院又は参議院の議員からあいさつ文や講演資料の作成を依頼され」、施策の説明や資料の提供といった対応等の一環として、「あいさつ文や講演資料」の参考となる資料を提供すること等はあるものと考えている。

二の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員のいかなる行為が、御指摘の人事院規則一四一七（政治的行為）第六項各号に掲げる政治的行為に該当するかについては、個別の事案に応じて判断されるべきものであると考えており、一概にお答えすることは困難である。

一一の 2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員における上司の命令については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十八条第一項において上司の職務上の命令に忠実に従う義務が定められており、上司のいかなる命令がこの従う義務の対象となるかについては、個別の事案に応じて判断されるべきものであると考えております。また、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百三十九条第二項に規定する告発については、具体的な事案に即して官吏又は公吏が判断するものと考えております。一概にお答えすることは困難である。

質問第五号

国会議員の依頼によつて官僚が作成するあいさつ文や講演資料に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十一月七日

浜田聰

参議院議長 山東昭子 殿

国会議員の依頼によつて官僚が作成するあいさつ文や講演資料に関する質問主意書

令和三年十一月二十日付けの朝日新聞の記事によると、国会議員の一部が支援団体などの会合に出席する際、あいさつ文や講演資料の作成を厚生労働省の職員に依頼していることが、同省の内部調査で分かった。依頼件数は、令和元年十二月から令和二年十一月まで少なくとも四百件にのぼつてゐるという。公務員が一部の政治家のために活動する」とは法の理念にそぐわないばかりでなく、若手職員の士気低下にもつながることから、霞が関のさらなる人材流出を招きかねず、強い危機感を覚える。そこで以下質問する。

一 令和元年十二月から令和二年十一月までの間に厚生労働省以外の他省庁は、衆議院又は参議院の議員からあいさつ文や講演資料の作成を依頼され、作成したことはあるが。あれば省庁名を挙げられたい。

二 人事院規則一四一七（政治的行為）に関する、以下の1及び2について政府の見解を示されたい。

1 政治家は、あいさつ文や講演資料を用いて政治活動を行うのであるから、政治家が依頼してきたあいさつ文や講演資料の作成を国家公務員がその部下に命ずることは、人事院規則が禁止する「政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用」していることにならないか。また、「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれららの行為を援助す

る」と「政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること」とに該当しないか。政府の見解如何。

2 国家公務員は、国會議員が依頼してきたあいさつ文や講演資料の作成を上司から命令されても、法や人事院規則に反すると疑われる場合は、当該命令を当然断るべきであると思うが、政府の見解如何。また、そのような命令を発した上司は、法に反して政治的行為を行つたと疑われるのであるから、作成を命令された国家公務員は、刑事訴訟法第一百三十九条第一項に従い、上司を刑事告発すべきではないか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第一項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。